

総社市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。

2 前項に定める場合のほか、条件付採用の期間中の職員が正式採用となるための能力の実証が十分でないと認められる場合には、正式採用となるための能力の実証ができるまでその条件付採用の期間を延長することができる。

3 前2項の規定により延長する条件付採用の期間は、条件付採用の期間の開始後1年を超えることができない。

4 市が任用する会計年度任用職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、前項中「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」と読み替えるものとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。